

「マイナンバー制度」の施行に伴う取扱いについて

退職金請求事由発生日が28年1月以降に該当される方へ

「マイナンバー制度」施行に伴う本人確認のための提出書類について

1. 社会保障・税番号制度(略してマイナンバー制度)については、平成28年1月から施行されました。
建退共制度においては、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり**退職金請求される被共済者の方すべてに**、個人番号及び身元確認のための下記の書類の提出を求めることとしております。
2. **退職金の請求事由が「7」に該当される方(被共済者本人が死亡されご遺族が請求人になる場合)**
につきましては、税務署所定の法定調書(支払調書)を作成する必要があること、また、この法定調書には被共済者(死亡されたご本人)に加え、請求人(ご遺族)の個人番号を記載する必要があることから、これらの方の個人番号及び身元確認のための下記の書類の提出をお願いいたします。

記

個人番号及び身元確認のための提出書類

本人確認では、2つのことを確認することになります。

- ① 正しい番号であることの「**番号確認**」
 - ② 正しい番号の持ち主であることの「**身元確認**」です。
- 提出書類は以下のいずれかになります。

個人番号の確認	身元の確認
1. <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">個人番号カード</div>	(※1 表面と裏面の写し)
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">または</div>	
2. 通知カード等の写し 個人番号付住民票の原本 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; font-size: small;">個人番号付住民票については、個人番号の確認書類となり、かつ、身元確認書類の一点としてみなされます。</div>	運転免許証、パスポート、資格の証明書 健康保険の被保険者証、年金手帳 在留カード、特別永住者証明 等の写し (※2 いずれか1点の添付)

注) 個人番号付住民票については、退職金請求時に添付いただく**住民票(原本)**と個人番号確認書類及び身元確認書類と兼用できますが、その場合には、**個人番号付住民票については、原本の提出**をお願いいたします。

※1 顔写真の表示のある個人番号カードは、表面と裏面の写しを提出いただくことで個人番号と身元の確認書類となります。

※2 顔写真の表示がない身元の確認書類としては、二種類の提出が必要ですが建退共における身元確認書類として**住民票**を添付していただくことから、住民票以外の身元の確認書類をもう一種類提出して下さい。